

第49回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時25分から午後2時50分

開催場所 姫路市役所 10階 第二会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
5	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席	○	
7	尾川和男	出席	○	
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高瀬宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	欠席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程の制定について
議案第7号 農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積（下限面積）の変更について
議案第8号 相続税等納税猶予適格者証明について
議案第9号 令和3年度農地パトロール実施要領の策定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出の専決について
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第5号 合意による解約等の通知について
報告第6号 県許可案件の許可状況について

(令和3年7月26日 午後1時25分)

議 長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第49回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、小林忠明委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を田口委員と尾川委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（P1）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。1番の案件でございますが、理由を「平成9年以前より、山林及び宅地となっている。」に

訂正をお願いします。

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認の申請が2件提出されております。どちらも調整区域の案件となっております。

1番です。

的形町的形の畑2筆計753㎡につきまして、尼崎市の■■■■より「平成9年以前より、山林及び宅地となっている」との申請です。

2番です。

山田町南山田の田、畑2筆計190㎡につきまして、山田町南山田の■■■■より「平成10年以前より、農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員さんより「適当である」との意見を頂いております。

中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はありません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

岡本委員

1番の案件ですが、私が現地調査に行きました。■■■■は山林で、■■■■は整地された土地の真ん中に大きな鉄筋コンクリートの倉庫が建っている状態で、木は生えていないが草は生えている、宅地となっていました。

議長

報告ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P2～P4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は14件提出されております。

1番は現在耕作面積0㎡の方の案件、2番から4番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、5番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。6番7番9番が市街化区域の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。8番が譲渡人の「貸付地」である他は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきま

しては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、8番が800mである外は、いずれも居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

船津町の田3,030㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,030㎡になる予定です。なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。作付作物は、「水稲」となっております。

2番です。

船津町の田4筆計3,874㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,833㎡になる予定です。作付作物は、「水稲、野菜」となっております。

3番と4番です。

香寺町中仁野の[]が、香寺町中仁野の田330㎡につきましては大阪府豊中市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、香寺町中仁野の田1,509㎡につきましては香寺町中仁野の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,767㎡になる予定です。作付作物は、どちらも「水稲」となっております。

5番です。

余部区下余部の田1,517㎡につきまして、余部区下余部の[]が、余部区下余部の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は9,391㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

6番です。

伊伝居の田151㎡につきまして、伊伝居の[]が、伊伝居の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は12,180㎡になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

7番です。

大塩町の田2筆計218,92㎡につきまして、大塩町の[]が、大塩町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は3,416㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

8番です。

打越の田2筆計1,934㎡につきまして、実法寺の[]が、下手野六丁目の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は、[]の現在耕作地であるため、耕作面積に変動はありません。作付作物は、「野菜」となっております。

9番です。

四郷町東阿保の田727㎡につきまして、四郷町東阿保の[]が、四郷町東阿保の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は2,574㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

10番です。

香寺町中仁野の田1,171㎡につきまして、香寺町中仁野の[]が、香寺町田野の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は11,913㎡になる予定です。作付作物は、「水稲」となっております。

11番です。

香寺町行重の田、畑2筆計1,691㎡につきまして、香寺町行重の[]が、香寺町行重の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は15,983㎡になる予定です。作付作物は、「水稲、野菜」となっております。

12番から14番です。

山田町西山田の田3筆計633㎡につきまして、山田町西山田の[]が、山田町西山田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は18,453㎡になる予定です。作付作物は、いずれも「水稲」となっております。

以上、各地区農政協議会におきまして、1番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、補足説明はございませんか。

各委員

・・・。

議長

1番の案件ですが、現在耕作面積は0㎡で、提出された営農計画書を見ますと、父の農業を手伝ってきたのだけれど、この度同一集落内で耕作できなくなった農地を借り受けて農業を始めたい、となっております。北東部地区農政協議会におきましては新規農家として事情聴取が必要との意見となっております。事情聴取を行う、ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1番は、来月8月4日に来ていただいて事情聴取を行いたいと思います。他に何かございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、総会規定に基づき、許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本議案については許可相当といたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P5)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

都市計画区域外の安富町塩野の田3筆計1,803㎡につきまして、安富町塩野の[]より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、経済産業省の事業認定手続き済みとなっております。

「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますが、姫路市農業委員会申し合わせ事項「小規模太陽光発電設備の設置に関する転用許可案件に係る現地調査について」において、小規模太陽光発電設備の設置を目的とする転用許可案件に係る農業委員による現地調査は行わないこととしております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫等農業用施設用地に利用する場合の、県知事の転用許可が不要であることの確認願が2件提出されております。どちらも調整区域の案件で、申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えております。

1番です。

別所町佐土の田333㎡のうち9㎡につきまして、別所町佐土の[]が「農作業場としたい」との確認の申請です。現況は、「田、一部造成済」で、既に事業目的の農作業場として利用しており、そのことについて始末書が添付されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

2番です。

豊富町神谷の田413㎡のうち198.87㎡につきまして、豊富町神谷の[]が「露天農機具置場としたい」との確認の申請です。現況は、「田」となっております。「事業内容」につきましては、トラクター等を置くための露天農機具置場となっております。「周辺農業への支障のおそれ」

につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えます。

どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

高濱委員

2番の案件について、露天農機具置場となっていますが、トラクターとかは高価なものなので後から屋根でもつけられるのかな。許可云々とは関係なしに、雨で農機具が傷んでしまわないのかな、と思ひまして。

中塚委員

資金の問題もあるんじゃないかと思ひます。

こちらの地域では、ほとんどの人がブルーシートをかけて雨を覆いでますよ。

議 長

そういうところもあるんですね。

ほかに、何かございますか。

各 委 員

.....

議 長

1番の太陽光発電の件ですが、最近では農林水産省も太陽光発電に力を入れており、それが県にも伝わっていて、案件も非常に増えてきている。また、太陽光発電設備の場合、土地の大きな形状変更もなく、太陽光パネルとパワコンが並んでいるだけなので、周辺農地に対して営農上影響を与えることは考えにくいこともあり、小規模太陽光発電の案件は申し合わせ事項により現地調査を省略してきています。

それでは、議案第3号について、許可相当と思われる方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P6)を説明する。

[農地法第5条の規定による許可申請について]

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、3件の申請が提出されております。いずれも調整区域の案件となっております。いずれも「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町下伊勢の田463㎡につきまして、林田町下伊勢の[]が、祖父である林田町下伊勢の[]より「使用貸借権で借り受け

て、農家住宅、倉庫、ガレージを建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、床面積123.88㎡の農家住宅1棟及び床面積14.98㎡の倉庫1棟を建築し、併せて29.96㎡のガレージを設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、融資及び祖父の援助となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可手続き済み、河川保全区域における開発許可済み、敷地に進入するために水路に橋を架けることの水路及び道路の占用許可済みとなっております。

2番です。

別所町北宿の田1,592㎡につきまして、高砂市の [] が、別所町北宿の [] より「譲り受けて、 [] にしたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第37条第1号の「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」のうち「 [] 」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

豊富町豊富の田424㎡につきまして、豊富町豊富の [] が、京都府宇治市の [] より「譲り受けて、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「申請地の農地区分」は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、延床面積100.96㎡の農家住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

2番について、現地調査班メンバーの中塚委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

中塚委員

[] 周辺では水稻を作っているところもありますが、その水回りへの影響も特に問題はなく、この転用も問題ないものと判断されました。以上です。

議 長

報告ありがとうございます。

他にご意見等何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

なければ、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

全員挙手

議 長

全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号（P7）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、市農政総務課から農業委員会の決定を求められているものがございます。

当案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画により農地の所有権移転を行うものです。これは、農地を売りたい地主と農地を買いたいという譲受人との間に、一旦、農地中間管理機構である、公益社団法人ひょうご農林機構が入るもので、農地売買等事業という特例事業を活用したものです。「農地売買等事業」では、農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整した上で、農地の売り渡し等を行うものです。この制度の目的としては、点在する農地や遊休農地を認定農業者等へ円滑に継承することがし易くすることで、農地の面的集積や認定農業者等の規模拡大の実現を図ろうとするものです。この制度を利用することで、譲り渡す地主は、譲渡所得の特別控除を受けることができ、買受人は、登録免許税の軽減や不動産取得税の一部が控除されるなど、税金の軽減措置を受けることができるメリットがあります。なお、この制度を利用することができるのは、認定農業者等であることと、対象農地が概ね1ヘクタール程度の一団の農地内にあることが条件となります。今回は、豊富町神谷の農地1筆を [] から公益社団法人ひょうご農林機構へ所有権移転することの手続きについて審議いただいておりますが、来月以降に、今度は、公益社団法人ひょうご農林機構から譲渡人への所有権移転について、ご審議いただく予定となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有り難うございます。

今回はひょうご農林機構の農地取得までですが、もうすでに譲渡人は決まっていることと思います。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議長

それでは、議案第5号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声をいただきましたので、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」については承認とします。

次に、議案第6号「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程の制定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号（P8～P14）を説明する。

〔姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程の制定〕

「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程の制定」について、説明させていただきます。

資料①の規程案についてです。

まず、「1 制定の理由」です。姫路市内における空き家の流通及び利活用を促進し、もって市内の定住の促進と交流の拡大を図るために姫路市空き家バンク制度が実施されており、「農地付き空き家」も登録があります。農地の権利取得に際しては農業委員会の許可を受ける必要があり、経営農地の下限面積要件として、市街化区域内及び家島町の農地については1,000㎡、調整区域内などの農地については3,000㎡を経営している必要があります。

空き家に附属する農地は小面積であることも多く、この農地だけ取得する場合には、下限面積を満たせない場合があります。農地法施行規則第17条第2項において、設定区域とその周辺の地域における農地の保有や利用の現況と将来の見通し等から見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積を別段面積とすることが可能とされています。以上のことから、空き家に附属する農地について、下限面積を下回る面積を別段の面積として設定することで農地の取得を容易ならしめ、もって新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図ることを目的としております。

次に、「2 制定の概要」です。

(1) 空き家に附属した農地に設定する別段面積（第3条関係）

100㎡（1アール）とします。ただし、設定する農地は、空き家の存在する同一集落地内に所在しているものに限ることとします。

(2) 別段面積は1筆ごとに適用し、次に該当する農地を除きます。（第4条関係）

- ・ 抵当権、仮登記等が設定されている農地
- ・ 賃借権又は使用貸借権が設定されている農地
- ・ 農用地利用権の設定がなされた農地
- ・ その他、農業委員会が適当でないと認めた農地

(3) 指定の方法（第5条関係）ですが、空き家に附属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、次の書類を農業委員会に提出することとします。

- ・ 空き家に附属する農地の指定申請書。様式は資料②「様式第1号」を参照してください。
- ・ 申請者が3年以上自ら管理・耕作する旨の誓約書及び農区総代、自治会長の確認書。様式は資料③「様式第2号」を参照してください。
- ・ その他農業委員会が必要と認めるもの。

(4) 指定の解除（第6条関係）についてですが、次の場合に指定を解除します。

・手続きが正規に進み、申請者の農地法第3条許可がなされ、手続きが完了したとき。

以下は、正規に手続きがなされなかった場合です。

- ・申請書の内容に虚偽があったとき。
- ・農地法第3条申請の内容と申請書の内容が異なるとき。
- ・空き家について、空き家バンクの物件登録の抹消がなされたとき。
- ・申請者について、空き家バンクの利用登録の抹消がなされたとき。
- ・その他農業委員会が適当でないと認めたとき。

(5) 審議決定された別段面積は告示(第7条関係)します。

空き家に附属する農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、告示します。

(6) その他(第8条関係)として、この規程に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会会長が別に定めることとします。

資料④「空き家とセットで農地が取得しやすくなりました」に、空き家に附属する農地制度の紹介と手続きの流れなどについてまとめていますので、ご覧ください。

「1 手続きの流れ」についてですが、「3 空き家に附属する農地の指定申請」については、毎月10日までに「5 農地の権利移動の許可手続き(3条許可申請)」と同時に受け付け、総会において同時に月1回審議していただき、問題がなければその月の下旬に「6 農地取得の許可決定(3条許可)」の流れで行うことを考えております。なお、取得農地が100㎡でも、新規農家の場合、事情聴取を行うこととなっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

すでに各地区農政協議会でも審議いただいていると思いますが、あらためて数分間お目通しいただいてご意見を伺いたいと思います。

各委員

・・・

議長

それでは、只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

100㎡未満の農地しかなければ、空き家バンクに登録できないのか。

事務局

100㎡未満の農地しか附属していない空き家も、空き家バンクに登録できますし購入することもできます。ただし、その空き家を農地とセットで購入したい、となった場合で他に農地を持っていないければ、今回の規程では下限面積をクリアできないため農地の取得は許可できない、ということになります。なお、空き家だけを購入することは問題ありません。

議長

ほかにご質問等ございますか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第6号について、決定に異議なしと思われる方は、挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、この内容で決定と致します。
次に、議案第7号「農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(下限面積)の変更」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号(P15~P16)を説明する。
〔農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(下限面積)の変更〕

「農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積(下限面積)の変更」について、説明させていただきます。

まず、「1 変更の理由」です。

「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の別段面積設定に関する規程」を施行するにあたり、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積(下限面積)を変更するもの、です。

次に、「2 変更の概要」です。

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積(下限面積)を、次のように定めます。

「(1) 農地法施行規則第17条第1項の規定による別段面積」につきましては、定めようとする下限面積以下の農業者数が、全農業者数の4割以上となることが基準として定められており、これにつきましては、次の現行どおりとします。

- ・家島町並びに市街化区域については、10アール(1,000㎡)
- ・上記以外の区域については、30アール(3,000㎡)

「(2) 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積」につきましては、新規就農を促進するために適当と認められる面積を別段面積とすることが可能とされており、「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地のうち農業委員会が別途告示する特定の地番の農地については、1アール(100㎡)を下限面積とする。」を追加して定めることとします。

なお、今回の別段面積の変更に関し市長に意見を求めたところ、「特段の意見なし」であることを確認しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議お願い致します。

議長

先程の議案第6号が決定となりましたので、下限面積にいま決定された規程を追加する、ということです。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第6号について、決定とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。

次に、議案第8号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第8号(P17)を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は3件の証明願が出ておりますので、ご説明させていただきます。

1番です。広畑区蒲田四丁目の[]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、広畑区蒲田四丁目の孫であります[]が代襲相続するというものです。農地の利用状況ですが、水稻をされており、農地として良好に管理されています。

2番です。飾磨区英賀西町一丁目の[]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、同居の妻であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、野菜および果樹が植えられており、農地として良好に管理されています。また、物置部分の面積を除外して申請されており。

3番です。同じく、飾磨区英賀西町一丁目の[]が所有されていた市街化区域の農地3筆を、子であります[]が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、1番、3番は野菜、2番は野菜および果樹が植えられており、農地として良好に管理されています。また、物置部分の面積を除外して申請されており。

いずれの案件につきましても、地区担当委員さんからは適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書等の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 いずれも良好に管理されている、ということですね。
それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第8号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、議案第9号「令和3年度農地パトロール実施要領の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号（P18～P19）を説明する。
〔令和3年度農地パトロール実施要領の策定〕

今年度の農地パトロールですが、各地区で農業委員又は推進委員2名、事務局2名の合計4名の班を2班編成しまして、各地区協議会の午前中に実施したいと考えています。

実施地域及び班編成につきましては、表にさせていただいております。

北西部地区につきましては、8月18日の午前中に実施します。林田町につきましては、小林委員と山下推進委員に、夢前町の筋野ほかにつきましては、有近推進委員と山口推進委員にご参加をお願いしております。なお、林田町の集合場所として、林田出張所と記載しておりますが、工事のため使用できませんので、集合場所を下楯総合センターに修正をお願いします。

北東部地区につきましては、8月19日の午前中に実施します。船津町につきましては、福永委員と青田推進委員に、香寺町につきましては、田中委員と炭谷推進委員にご参加をお願いしております。

中南部地区につきましては、8月20日の午前中に実施します。余部区・網干区につきましては、高濱委員と濱田推進委員に、北原・継ほかにつきましては、青田委員と松田推進委員にご参加をお願いしております。

実施内容につきましては、「3（1）重点課題」の「30年度～2年度（中南部は29年度以降）に新規就農した者の農地の現況調査」を対象とさせていただいております。このパトロールで確認し、問題がある農地につきまして適切に管理・耕作するよう指導していきたいと考えています。

なお、各地区農政協議会において特に意見等は、ありませんでした。

農地パトロール実施要領の策定の是非についてご審議をお願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……

議 長 それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第9号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。担当となられた委員につきましては、暑い最中ではございますが、体調に気をつけて重ねてよろしくお願い致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号（P20）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、6月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を7月7日に実施していただきました。当日は、XXXXXXXXXXが来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、飯塚委員からお願いします。

飯塚委員 7月7日に来庁されたXXXXXXXXXXは、夢前町高長で約3ヘクタールを作付けされています。次世帯の若い担い手を呼び込みたい、との狙いもあって大学などと連携して採られており、XXXXXXXXXX。農業委員会としては、その3ヘクタールもいずれはXXXXXXXXXXに移していただけたら、というような話もさせていただきました。XXXXXXXXXXは担い手として実績のある方なので、問題はないかな、と思います。以上です。

議 長 詳しく報告していただき、ありがとうございます。
それでは、報告第1号について、確認することでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第2号（P21～P22）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、6月11日から7月8日の間に受け付けたもの、13件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
 只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 それでは、報告第2号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
 次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第3号（P23）を説明する。
 （農地法第43条第1項の規定による届出の専決について）

調整区域内農地の農地法第43条第1項の規定による届出案件について、1件の届出がございました。

賃借地である節東町塩崎の田862㎡のうち362㎡について、砥堀の[]から「農作物栽培高度化施設」にするとの届出です。従来、農業用ハウスの底面をコンクリート張りにするためには、農地転用許可が必要でしたが、平成30年度に農地法が改正され、農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要になる仕組みが設けられました。これは、農業用施設の底面をコンクリート張りにして、「温度・湿度管理の徹底」、「水耕栽培の導入」、「収穫用ロボットを導入し作業効率化」などを進めやすくすることを目的としており、固定資産税においても農地扱いとなります。[]の施設内容としましては、隣接農地を転用し建設した農業用倉庫と高さを合わせて底面をコンクリートのような素材で固めた後、ビニールハウスを設置し、その中で、育苗するとの計画となっております。賃借地を施設用地に利用することに関して、土地所有者の同意書が添付されています。なお、農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、会長専決となっており、既に受理書を交付しておりますので報告させていただきます。

議 長 有り難うございます。
 []は最近申請案件をよく目にしておられると思いますが、私も先月現地を確認させていただきましたが、節東町塩崎の山裾の、以前であれば荒れ地となるような農地を活用して画期的な手法を行っておられ、[]と思いました。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

議 長 それでは、報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
 次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号（P18～P23）を説明する。
 （農地法第5条の規定による届出の専決について）

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月11日から7月8

日の間に受け付けたもの、34件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。55筆ほどありますが、よろしくお目通し願います。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第4号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P30～P31）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸借契約の解約の通知が2件、使用貸借契約の解約の通知が7件、計9件の通知がございました。そのうち、利用権に該当するものは5件です。貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、どちらも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第5号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号（P32）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月の総会でご審議いただき、県へ送付しておりました案件の許可の状況です。いずれの案件も6月15日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、報告第6号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
本日の議案は以上です。
事務局、他に連絡事項等がありますか。

事 務 局

特にありません。

議 長

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時50分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

田口 繁克

(署名委員)

尾川 和男
